

事務連絡
平成30年5月7日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局
健康課
結核感染症課

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に基づく予防接種に関する事務の実施について（依頼）

本年4月24日に、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第5条第1項の規定による届出があった件（平成23年総務省告示第488号。以下「告示」という。）の一部が別紙のとおり改正されました。

これにより、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）第5条第1項の規定に基づく指定県及び指定市町村（以下「避難元団体」という。）において処理することが困難であり、避難先団体において処理することとされる事務として、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第46条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき臨時に行う予防接種等に関する事務が新たに追加されました。

今般の告示改正により追加される事務及び当該事務の引継ぎに当たっての留意点は下記のとおりですので、貴職におかれましては、その内容について御了知の上、避難先団体において避難住民に係る予防接種に関する事務が円滑に実施されるよう、貴都道府県内の市区町村に対して周知をお願いいたします。

記

1 本告示の対象となる事務

本告示において新たに避難先団体において処理することとなる事務は、次とのおりであり、予防接種法及び予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）に基づいて自治体に義務付けをしているもののみであること。

- ・ 予防接種法第 6 条（新型インフルエンザ等対策特別措置法第 46 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 7 条及び第 8 条並びに予防接種法施行令第 4 条、第 5 条及び第 6 条の 2 の規定により都道府県処理することとされている、臨時の予防接種に関する事務
- ・ 予防接種法第 6 条（新型インフルエンザ等対策特別措置法第 46 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 7 条、第 8 条及び第 28 条並びに予防接種法施行令第 4 条、第 5 条及び第 6 条の 2 の規定により市町村が処理することとされている、臨時の予防接種に関する事務

2 予防接種の対象者

避難元団体は、届出のあった避難住民に関する情報を避難先団体に提供する必要があるが、その際、当該避難住民の予防接種に関する記録についても可能な限り添付して提供すること。

3 予防接種に関する記録

避難先団体においては、避難住民に予防接種を行った場合、予防接種に関する記録（予防接種法施行令第 6 条の 2）を作成し、避難住民が避難元団体に戻った際には、当該団体に情報提供すること。避難住民が別の避難先団体に移った場合も、同様に予防接種に関する記録を提供すること。

4 実費徴収の在り方

予防接種法第 28 条に基づく実費の徴収については、各自治体の判断による取扱がなされており、避難元団体と避難先団体の取扱が異なる場合がある。そのため、実費徴収のあり方については避難先団体の取扱によることとし、避難住民に対しては、その旨ご理解いただくよう、丁寧な説明に努めること。

※ なお、新型インフルエンザ特別措置法に基づく住民に対する予防接種に係る本事務連絡以外の事務の取扱については、準備ができ次第別途通知予定である。

○総務省告示第百六十五号
東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に對処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(平成二十三年法律第九十八号)第五条第一項の規定に基づき、指定県及び指定市町村から避難住民に係る特定の事務の届出があつたので、平成二十三年総務省告示第四百八十八号(東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に對処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第五条第一項の規定による届出があつた件)の一部を次のように改正し、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成三十年四月二十四日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改める。

総務大臣 野田 聖子

		届出をした 指定県の名 福島県	届出に係る事務の範囲
年政令第三百四十九号	予防接種法(昭和二十三年 法律第六十八号)及び予防接種法施行令(昭和二十三年 年政令第三百四十九号)	法律又は政令 学校教育法(昭和二十二年 法律第二十六号)及び学校教育法施行令(昭和二十二年 年政令第三百四十号)	事務 学校教育法第八十条及び学校教育法施行令第一章の規定により都道府県が処理することとされている事務

		届出をした 指定県の名 福島県	届出に係る事務の範囲
年政令第三百四十九号	予防接種法第六条(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、第七条及び第八条並びに予防	法律又は政令 学校教育法(昭和二十二年 法律第二十六号)及び学校教育法施行令(昭和二十二年 年政令第三百四十号)	事務 学校教育法第八十条及び学校教育法施行令第一章の規定により都道府県が処理することとされている事務

改 正 後

改

正

前

接種法施行令第四条、第五条及び第六条の二の規定により都道府県が処理することとされる事務

届出をした 指定市の名 称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県 いわき市 田村市 南相馬市	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法第五条、第六条（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一条）第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七条、第八条、第五章及び第二十八条並びに予防接種法施行令第四条から第七条まで及び第十六条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務
【略】	【略】	【略】

届出をした 指定市の名 称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県 いわき市 田村市 南相馬市	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法第五条、第七条、第八条、第五章及び第二十八条並びに予防接種法施行令第四条から第七条まで及び第十六条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務
【略】	【同上】	【同上】
【同上】	【同上】	【同上】

備考
表中の「」の記載は注記である。
この告示は、公布の日から施行する。

附則